

# 中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に 国内・国際出願に係る料金を**3分の1に軽減!**

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置により、平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、「審査請求料」、「特許料」、「国際出願に係る手数料」の軽減措置が受けられます。

※軽減措置の詳細は検討中であり、平成26年1月中を目処に改めて御案内します。

※これまでの軽減措置と比較して、①赤字に限らず広く小規模企業等に対象者を拡大し(参考1を参照ください)、②国内出願のみならず国際出願の料金も対象とし、③料金を3分の1にまで軽減すべく(これまでの措置は料金を2分の1に軽減)軽減幅を深掘りします。

※当該措置を同一内容の案件に適用するとして試算した場合、我が国での特許料などの料金水準は米国での最大限の減免措置の約半分の水準となります。(参考2を参照ください)。

## <対象者>

①**小規模**の個人事業主  
(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))

②**事業開始後10年未満**の個人事業主

③**小規模企業**(法人)  
(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))

④**設立後10年未満で資本金3億円以下**の法人

※③及び④については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

## <軽減措置の内容>

審査請求料	1/3に軽減
特許料 (1~10年分)	1/3に軽減
調査手数料・送付手数料	1/3に軽減
予備審査手数料	1/3に軽減

※以下は国際出願促進交付金として交付

国際出願手数料	1/3に軽減(納付した金額の2/3に相当する額を交付)
取扱手数料	1/3に軽減(納付した金額の2/3に相当する額を交付)

軽減措置の詳細は以下の特許庁のページをご覧ください。

【特許庁トップページ】→ピックス【産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置について】

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/tokkyo\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/tokkyo_keigen.htm)

## <お問い合わせ先>

特許庁総務部総務課調整班

電話:03-3581-1101 内線2105

参考1

軽減措置の対象

従来の軽減措置

今回の措置の適用後

※中小企業の定義  
 中小企業基本法 製造業その他 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  
 (卸売業は1億円以下又は100人以下、小売業は5千万円以下又は50人以下、サービス業は5千万円以下又は100人以下)  
 特許法 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

日米欧中韓特許庁の料金水準(中小企業への減免措置を含む)の比較

参考2

国	減免措置	出願料	審査請求料等	特許料(10年間)	国際出願手数料	国際調査・送付手数料	合計
欧州	欧州特許庁 (ドイツで特許権を維持する場合) ※欧州特許庁には中小企業への減免措置はない	€ 185	€ 4,275	€ 4,005	€ 972	€ 2,000	約11,437ユーロ (約149万円)
米国	減免適用なし	\$1,320	\$7,280	\$1,200	\$2,320		約12,566ドル (約126万円)
	スモールエンティティ(1/2)	\$660	\$3,640	\$1,200	\$1,160		約6,966ドル (約70万円)
	マイクロエンティティ(1/4)	\$330	\$1,820	\$1,200	\$580		約4,166ドル (約42万円)
中国	減免適用なし	CNY1,480	CNY22,500	CNY7,882	CNY2,750		約36,280元 (約58万円)
	中小企業への減免 (出願料、審査請求料、特許料1-3年分を70%軽減)	CNY1,480	CNY2,050	CNY7,882	CNY2,750		約36,280元 (約58万円)
韓国	減免適用なし	₩530,000	₩2,349,000	₩1,366,440	₩495,000		約4,796,440ウォン (約43万円)
	中小企業への減免 (出願料、審査請求料、特許料1-3年分を70%軽減)	₩159,000	₩2,153,700	₩1,366,440	₩495,000		約4,190,940ウォン (約38万円)
日本	減免適用なし	¥158,000	¥226,000	¥120,000	¥80,000		約60万円
	これまでの措置 国内減免(1/2)	¥79,000	¥113,000	¥120,000	¥80,000		約41万円
	拡充措置 国内・国際減免(1/3)	¥52,660	¥75,330	¥40,000	¥26,660		約21万円

※出願時請求項数10、登録時請求項数6、ページ数40の場合。  
 ※1ドル=100円、1ユーロ=130円、1元=16円、1ウォン=0.09円、1スイスフラン=6.68円=1158ウォンで算出。  
 ※米国は国際調査・送付手数料の減免措置を来年から導入予定。  
 ※中国・韓国は上記の料金減免の他に各種の補助金あり